

学生・教職員各位

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患した、濃厚接触者と特定された場合、大学は感染症法に基づき、保健所の指示に従って、迅速に感染拡大の防止措置*注を講じる必要があります。速やかに、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

*注 保健所の公衆衛生業務(聞き取り調査や訪問調査、濃厚接触者の判断など)に係る協力や情報提供、施設の消毒等

学生

(1) 学生は所属事務所に以下①～③に該当する場合は、申請フォームから連絡をしてください。

各所属事務所 新型コロナウイルス感染症報告申請フォーム一覧

<https://waseda.box.com/s/nnwp9zr0p2flzu9911rs5oc1lkyowenb>

※申請された情報は、所属事務所の関係職員へ報告されます。情報は、学内で対応する関係教職員と共有されます。

※参考 保健センターホームページ 学校における感染症

<https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/healthcare/infection>

①新型コロナウイルス感染が確定した(検査結果陽性)場合

所属事務所の申請フォームより、申請内容について“感染確定(検査結果陽性)の報告”を選択し、報告してください。保健所からの指示や濃厚接触者について等の情報もその他連絡事項へご記入ください。治癒するまで出席停止です。

②保健所から濃厚接触者と特定された場合

所属事務所の申請フォームより、申請内容について“濃厚接触者報告”を選択し、報告してください。保健所が指示する健康観察期間(自宅待機期間)は出席停止です。

③治癒した(就業(登校)制限解除)、または保健所が指示する健康観察期間(自宅待機期間)が終了した場合

所属事務所の申請フォームより、申請内容について“就業(登校)制限・健康観察期間の終了報告”を選択し、報告してください。

保健所などから連絡を受けた際、解除を受けた保健所名・医療機関名および連絡先を確認してください(申請フォーム内で記入箇所があります)。

※治癒したことを証明できる文書(医療機関・保健所発行のもの)がある場合は、所属事務所へ提出してください。

(2) 新型コロナウイルスについての相談がある場合

保健管理室にて健康相談ができます。

保健センター保健管理室(平日9時～12時30分、13時30分～17時)

直通電話 : 03-5286-9800 内線 : 71-5481～5

以下の公的窓口でも相談できます。

①各都道府県が開設した電話相談窓口(9:00～21:00、平日・休日とも実施)

※電話相談窓口では、微熱や軽い咳、感染の不安等について相談できます。

お住まいの地域の相談窓口の電話番号は下記 URL からご確認ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

②厚生労働省が開設した電話相談窓口(9:00～21:00、平日・休日とも実施)

電話 : 0120-565653

教職員

(1) 学生から新型コロナウイルス感染症関連報告があった場合

- ①所属事務所は、保健センター保健管理室（以下、保健管理室）に該当学生の状況を「新型コロナウイルス感染症報告申請フォーム」から申請者ごとの申請内容でダウンロードしたエクセルを用いて報告する。
報告先： ¥¥nas01¥s6_保健センター¥他箇所公開用¥新型コロナウイルス感染症¥★感染症報告用 学術院→保健 C
※17時に締めて、翌日(土日の場合は月曜日)10時までに報告を原則とする。
※パスワードを設定し、Networkドライブ経由での報告を原則とする。
※送信用メールアドレス：covid_healthcareroom@list.waseda.jp
※学内立入している場合は、総務課へ立入箇所を報告する。
- ②保健管理室は、必要時保健所と連携し、保健所の指示に基づき対応する。
※原則として、保健所から保健管理室宛に連絡が届き、聞き取りや対応に関する指示等がある。
- ③保健管理室は、対策本部、所属事務所と情報を共有する。
※保健所の指示(訪問調査、教室等の消毒)についても同時に共有する。
- ④所属事務所は、学生から[就業(登校)制限解除、保健所が指示する健康観察期間(自宅待機期間)が終了した報告]を受けた場合、①の報告を行う。治癒の報告があった学生へ「療養を終えた方へ」を送付する。
「療養を終えた方へ」 <https://waseda.box.com/s/3novy9sm0jab069918l3k1czxt hug8dc>
- ⑤保健管理室は、対策本部に対し対応完了を報告する。

(2) 対面での授業・課外活動等に出席した学生が感染確定者になった場合

- ①所属事務所は、対応窓口となる担当者を決める。
- ②(1) - ①の報告を保健管理室に行う。
- ③保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、次の情報収集を行う。
 - 当該感染確定者の出席状況(対面授業・課外活動等)・学内立入箇所の特定
 - 対面授業・課外活動等に出席していた他学生名簿(座席表があれば)
 - 使用した教室・施設、フロア見取り図(換気状況など)
 - 対面授業実施状況所属事務所は、「対面授業実施状況確認シート」を保健管理室に送付する。
フォーマット：[¥¥nas01¥S6_保健センター¥他箇所公開用¥新型コロナウイルス感染症](https://waseda.app.box.com/folder/128566070959?s=nql75osw1w5ov1jt5awuesweri8sh7eu)
<https://waseda.app.box.com/folder/128566070959?s=nql75osw1w5ov1jt5awuesweri8sh7eu>
送付先：covid_healthcareroom@list.waseda.jp
- ④所属事務所は、当該感染確定者が利用した教室・施設について総務課に報告をする。
 - 感染者が使用した教室・施設
(パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など)
 - 感染者が接触したと考えられる共有スペース
(食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座)
- ⑤所属事務所は、保健所が濃厚接触者を特定するまでは、感染者の個人情報に配慮し、関係者および接触した可能性がある学生・教職員(対面授業・課外活動等に出席していた他学生など)に感染者情報を周知し、自宅待機および「健康観察」を指示する。
【注意】学生・教職員を自宅待機させた場合
所属事務所は「接触者リスト」を保健管理室に迅速に送付する。
フォーマット：[¥¥nas01¥S6_保健センター¥他箇所公開用¥新型コロナウイルス感染症](https://waseda.box.com/s/qsksjx7zud9jskexyk87azdi119pwtu)
<https://waseda.box.com/s/qsksjx7zud9jskexyk87azdi119pwtu>
送付先：covid_healthcareroom@list.waseda.jp
- ⑥保健所が濃厚接触者特定後、所属事務所は、特定されなかった学生・教職員に自宅待機解除の連絡および「新型コロナウイルス陽性者と接触のあった方へ」を送付する。
「新型コロナウイルス陽性者と接触のあった方へ」 <https://waseda.box.com/s/r8asd0iht9sdoxnvcxnp4sdgaufhla77>
- ⑦保健管理室は、対策本部、所属事務所と情報を共有する。